

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月26日提出

岩倉市長 久保田桂朗

専決第3号

事故による損害賠償の額の決定及び和解について

令和4年7月21日に発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

令和4年8月10日専決

岩倉市長 久保田桂朗

事 故			相手方住所 氏名	損害賠償の額
市所属氏名	場 所	概 要		
維持管理課 会計年度任 用職員 青山 稔	岩倉市八劔町 寺山185番 1	夢さくら公園 で芝刈作業を 行うため、市 道北51号線 の隅に公用車 を駐車しよう と後進で幅寄 せした際に、 公用車左後部 が寺院のフェ ンスに接触 し、フェンス を損傷させた もの。	岩倉市八劔 町137番 地 長遠寺代表 者 石川 友基	70,400円